

ユマニテク短期大学における公的研究費の運営・管理の責任体系

平成30年9月1日

(ユマニテク短期大学における公的研究費の管理・監査に関する規程第3条)

最高管理責任者；学長

本学に、研究活動及び公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

(同上規程第4条)

統括管理責任者；学科長

本学に、最高管理責任者を補佐し、研究活動及び公的研究費の運営及び管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、学科長をもって充てる。

(同上規程第5条)

コンプライアンス推進責任者：図書学術委員長

大学内の各部局における研究活動及び公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、図書学術委員長をもって充てる。

附則

- 1 この責任体系は平成30年9月1日から施行する。
- 2 この責任体系は令和元年10月1日から施行する。
- 3 この責任体系は令和3年12月14日から施行する。